

# 京都市にお住まいの寄附者の皆様へ

平成29年1月1日以後、指定都市(京都市)にお住まいの方が寄附をすると、寄附先の団体によっては、個人住民税の寄附金税額控除の額が平成28年12月31日以前より少なくなる場合があります。

## ⇒ なぜ?

平成29年度税制改正大綱において、県費負担教職員の給与負担事務が道府県(京都府)から指定都市(京都市)に移譲されることに対する財源措置として、道府県から指定都市に個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることとなり、指定都市に住所を有する方の個人住民税所得割の税率が道府県民税2%、市民税8%に改められました。

また、同大綱では、指定都市に住所を有する方が、寄附金税額控除などを受ける場合、その控除率についても、同じ割合(道府県民税2% 市民税8%)に改められました。

このため、指定都市(京都市)に住所を有する方が、道府県(京都府)のみが条例で指定している団体に対して寄附すると、市民税に係る税額控除は適用がない一方で、道府県民税の控除率は4%から2%に下がるため、受けられる税額控除額が、平成28年12月31日以前と比べて少なくなる場合が生じます。

## ⇒ 改正によって寄附金税額控除の控除率はどのように変わるのですか?

控除率の割合(府民税と市民税の割合)が、次のとおり変わります。

お住まいの市町村 寄附を行った日	京 都 市		京都市以外の府内市町村	
	個 人 府 民 税	個 人 市 民 税	個 人 府 民 税	個 人 市 町 村 民 税
平成28年12月31日 以前	4%	6%	4%	6%
平成29年1月1日 以後	2%	8%	(変更なし)	(変更なし)

## ⇒ 個人府民税からの寄附金税額控除の計算はどう変わりますか?

個人府民税からの寄附金税額控除額 = (寄附金額 - 2千円) × 個人府民税の控除率(2%)

京都市にお住まいの方は、平成29年1月1日以後の寄附から個人府民税の控除率が2% (平成28年12月31日以前の寄附については、4%) となります。

※ 京都市において、その寄附金を条例で指定している場合は、これとは別に市民税8% (平成28年12月31日以前の寄附については、6%) 分についても控除されます。

※ 寄附金税額控除が受けられる寄附金の上限額は、総所得金額等の30%までです。